

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和5年10月13日
担当課	社会教育課 施設担当室

契約業者名・住所	パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー首都圏部門 東京都中央区銀座8丁目21番1号
工事等の名称	松戸市文化会館非常放送設備移設工事
工事等の場所	松戸市千駄堀646番地の4
種別	電気
工事等期間	令和5年10月20日 から 令和6年3月22日 まで
契約金額	29,260,000円
工事等の概要	附帯工・・・一式 仮設工・・・一式
随意契約の理由	松戸市文化会館内に平成5年しゅん工した松下通信工業株式会社製（現パナソニックコネクト株式会社）の非常放送設備が設置されており、経年劣化による不具合が生じ貸館事業を実施できなくなる恐れがあることから工事を実施するものです。本工事の改修仕様には増幅器を移設更新する改修仕様となっています。そのため、継続使用部分と新規取替部分との整合性が要求される高度かつ専門的な技術が必要となることから、機器及び既存の構造を熟知している既存メーカーであるパナソニックコネクト株式会社が対応することが、工事施工品質確保からも不可欠と判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものです。